

報道各位

新潟市福祉部

介護保険法及び生活保護法に基づく行政処分について

このことについて、下記のとおり、介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の一部効力の停止及び生活保護法に基づく指定介護機関の一部効力の停止を行いました。

記

1 事業所の概要

(1) 事業所名

なじみの家きなせや巻

(2) 所在地

新潟市西蒲区巻甲4095番地8

(3) 運営事業者

社会福祉法人常陽会

(4) 事業の種類

小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

2 処分の内容

指定の一部効力の停止（6か月間の新規受入停止）

3 効力停止の期間

令和6年2月1日から令和6年7月31日まで

4 処分の理由

- (1) 小規模多機能型居宅介護事業所及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における設備及び運営基準違反（法第78条の10第5号及び第115条の19第5号）
- (2) 小規模多機能型居宅介護事業所及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における人格尊重義務違反（法第78条の10第6号及び第115条の19第6号）

5 処分の原因となる事実

- (1) 平成29年6月に実施した実地指導において、平成28年9月から同年11月までの間、当該事業所の宿泊定員を超過してサービス提供を行ったことについて文書により指導を受けた。しかし、平成29年7月から令和5年2月まで（ただし、平成29年10月から平成30年9月までを除く）の間、特段の必要性や災害その他のやむを得ない事情がないにもかかわらず、当該事業所の運営規程で定める宿泊定員を超えた受入れをし、サービス提供を行った。
- (2) (1) の宿泊定員を超えた受入れをした際、当該事業所の宿泊室ではない居間兼食堂にソファベッドを設置し、利用者計7名に対し、そのプライバシーが確保されない状態で延べ74日にわたりサービス提供を行った。

問い合わせ先

（介護保険の処分内容について）

福祉部介護保険課 指定係 井浦 電話：025-226-1293

（生活保護の処分内容について）

福祉部福祉総務課 保護室 窪田 電話：025-226-1176

（監査結果等について）

福祉部福祉監査課 山之内 電話：025-226-1182